

令和 7 年 2 月 7 日

厚生委員会提出資料

パブリックコメント意見募集の結果公表

第 3 次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）に対して、市民の皆様からご意見を募集した結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見等について検討した結果、第 3 次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）を次のとおり修正して策定することとしました。

【意見募集結果】

案 件 名	第 3 次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）		
募 集 期 間	令和 6 年 11 月 27 日（水）～ 令和 6 年 12 月 26 日（木）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	14 件（2 人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	1 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	5 件
	参考	今後の参考とするもの	4 件
	その他	意見として伺ったもの	4 件
意 見 の 受 け 取 り	持参		1 人
	郵送		0 人
	ファクス		0 人
	電子メール		1 人

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
困難や不安を抱える女性への支援のための新たな法律が成立しました。長引くコロナ禍で不安定な雇用状況で働く女性が多く、特に、ひとり親（女性）は生活面でも大きなダメージを受け、そこから回復できていない女性も多くいます。 また、配偶者やパートナーからの暴力「DV」で、広報やパンフレットを見てシエルターに保護を求める人も多いと聞きました。「女性への支援体制の充実」に取り組んでいただきたい。	1	【既記載】 様々な困難を抱える女性が安心して相談ができ、自立して暮らすことができる社会の実現に向け、相談窓口の認知度向上や、関係機関・民間団体と連携した相談支援体制の充実について、「基本目標Ⅱ 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供」に含めて記載しています。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
第3次おびひろ男女共同参画プラン見直しにあたり、下記の面で、新しく検討をお願いします。 1 性別に関わらずお互いの人権を尊重しみんなが尊重しみんなが協力しあって生き生き生活できる社会の推進、意識の啓発（学校、家庭、職場、地域） ・リーフレットやカードの配布、広報の利用 2 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会 (1)配偶者、パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶 ・配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ・配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実 ・児童相談所、家庭児童相談室 ・女性のための性暴力被害相談 (2)多様な性の在り方へ理解の促進と支援 ・性的マイノリティの理解促進 ・LGBT フレンドリー指標制度の運用 (3)困難や不安を抱える女性への支援 ・困難を抱える女性の支援事業 ・ひとり親家庭など就業支援事業の充実 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・外国人相談窓口	1 1 1 1	【既記載】 男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を行ってきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に基づく人々の意識や社会慣行は、依然として根強く、様々な場面で男女間の不平等を感じることはまだまだあります。 「基本目標Ⅰ 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革」にて、市民の理解を促進していくため、家庭や地域、学校などあらゆる場において、男女平等観の形成や多様な性の尊重などに関する意識の改革について記載しています。 【既記載】 「基本目標Ⅱ 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供」にて、女性が抱える問題に対応するための相談支援体制や自立に向けた支援について、本人の意思に寄り添った支援を、関係機関や民間団体と連携して進めていくことを記載しています。 【その他】 「基本目標Ⅰ 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革」にて、性を尊重する意識の醸成と制度の運用について記載しています。 また現在、認証制度ではありませんが多様な性に関する正しい理解の促進や意識醸成のため「多様な性への理解を深める取り組みを行う事業所等」にステッカーを配布しており、今後もこのような取り組みを継続していく考えです。 【既記載】 「基本目標Ⅱ 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供」にて、女性が抱える問題に対応するための相談支援体制や自立に向けた支援について、本人の意思に寄り添った支援を、関係機関や民間団体と連携して進めていくことを記載しています。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
(4)生涯を通じた女性の健康支援 ・思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発《小中高生への人権教育》 ・妊娠期からの相談支援の充実 ・こどもホットライン的な場 ・女子訪問指導事業の推進	1	また「基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり」では、女性の経済的自立の支援として、関係機関と連携した就業や職業訓練の情報収集・提供による自立のための就業機会の確保について記載しています。 【既掲載】 「基本目標Ⅰ 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革」では、互いの性を尊重する認識が浸透するための取り組みについて記載しています。 また、若年層については、早期からの教育が重要と考えます。自覚と責任をもった行動がとれる、正しい理解が促進されるよう学習機会の提供や啓発活動の取り組みを進めていきます。
第1章 プランの基本的な考え方 1 プラン策定の趣旨 「職業観・家庭観が変化していく中で、誰もが性別を意識することなく、個性と能力を…」について、「性別役割を意識することなく」に修正する。 3 帯広市の男女共同参画の現状と課題 (1) 男女共同参画意識の改革 「こうした状況を踏まえ、法的効力はないものの、帯広市が2人の関係を受け止め、公的に認める「帯広市パートナーシップ制度」を導入・実施しています。」を「帯広市では」に修正する。	1 1	【その他】 男性・女性だけでなく、性は多様であることを踏まえた表現とするため、このような記載にしています。 【その他】 帯広市の役割を明確にするため、このような記載にしています。
第2章 プランの基本目標 1 プランの基本目標 基本目標Ⅰ 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革 目標値は「増加」ではなく、具体的な数値が必要と考える。 基本目標Ⅱ 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供 目標値は「減少」ではなく、具体的な数値が必要と考える 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり 目標値は「増加」ではなく、具体的な数値が必要と考える。	1	【その他】 男女共同参画に関する施策の効果を数値化してお示しすることは難しい面もあり、計画の成果を評価するうえで参考とするために指標を関連項目として位置づけています。 ご意見のとおり、評価の基準として数値化できる目標については、できる限りお示ししていますが、まずは現状値から「増加」「減少」を目指して取り組みを進めてまいります。 なお、それぞれの施策の実施状況や効果などは、毎年度実施する進捗状況調査の結果をもって検証してまいります。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
第2章 プランの基本目標 1 プランの基本目標 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり 「育児休業制度を導入している事業所の割合」について、「限りなく100%に」するべき。 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり 新たな目標として「女性の若者回復率の増加」を追加する。	1 1	【参考】 本目標については、これまでの企業における導入状況を鑑み、プランの期間内での達成が現実的な目標値として、毎年1%の増加を目指した73.9%を設定したものです。 いただいたご意見を踏まえ、さらなる推進に向けて引き続き事業所への啓発に取り組んでまいります。 【参考】 若者にとって魅力的な就業機会が地方に不足していることが、地方からの若者の流出を招く要因となっていることから、良質な雇用環境や生活の利便性、子育てしやすい環境整備に取り組む必要があると考えます。 ご意見は今後の参考といたします。
第3章 プランの基本方向・基本施策 基本目標Ⅰ 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革 基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進のうち、基本施策(2)学校における男女平等教育の推進について、具体的に示されていないため、時期や内容を明確にすべき。 基本目標Ⅱ 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供 基本方向2 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶のうち、基本施策(2)若年層への予防教育の推進について、「<u>交際相手</u>からの暴力未然防止に関する若年層の理解促進」を「<u>交際相手への</u>」へ修正する。	1 1	【参考】 児童の発達段階に応じた人権教育や男女平等の視点に立った教育が実施されているほか、教員向けには、オンライン講習等を活用した男女共同参画についての研修を実施しています。 ご意見は今後の参考といたします。 【修正】 若年層への予防教育として「デートDV予防講座」を実施しています。予防教育の観点からは「<u>交際相手への</u>」という表記が適していると考えため、ご意見のとおり修正いたします。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
基本方向 3 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実に、新たに「地域社会との接点が希薄な外国籍居住者への支援と交流」を追加する。	1	【参考】 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」では、支援対象者に「年齢、障害の有無、国籍等を問わず従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含める」とあることから、相談窓口等についての周知を行うほか、民間団体や関係機関と連携した支援に取り組んでいきます。 ご意見は今後の参考といたします。

【案件の最終案】

別紙のとおり